

令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4.10.21	R4.11.1	○（東京都渋谷区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 立入検査結果通知書（令和元年6月5日交付、実施部分「○」） 2 立入検査結果通知書（令和元年6月5日交付、実施部分「○」） 3 立入検査結果通知書（令和元年6月5日交付、実施部分「○」） 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年7月26日3渋予（報）第1457号） 5 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年10月19日4渋予（報）第2584号） 6 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年7月1日3渋予（報）第1148号）	61	●														東京消防庁 予防部査察課	
2	R4.10.20	R4.11.1	○（杉並区○丁目○番○号）に係る 1 防火対象物使用(変更)届出書その1（昭和58年7月19日杉予（設）第1210号） 2 消防用設備等設置届出書（昭和58年4月26日杉予（設）第279号） 3 消防用設備等着工届出書（昭和57年11月16日杉予（設）第627号） 4 消防用設備等設置届出書（昭和58年4月9日杉予（設）第229号） 5 消防用設備等設置届出書（平成10年7月27日杉予第342号）	80	●						●		●						住宅の部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）条例第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
3	R4.10.14	R4.11.1	○（旧名称：○）（立川市○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その3（電気設備）（平成2年1月8日第2号）	4	●						●		●						住宅の部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課

9	R4. 10. 25	R4. 11. 7	○（東京都新宿区○丁目○番○号）に係る消防用設備（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年12月14日3新予（報）第1857号）	22	●															東京消防庁 予防部査察課
10	R4. 10. 25	R4. 11. 7	○（東京都中野区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年10月6日3中東（報）第67号）	6	●															東京消防庁 予防部査察課
11	R4. 10. 31	R4. 11. 7	○（東京都板橋区○丁目○番○号）に係る立入検査結果通知書（平成26年5月26日交付）	3	●															東京消防庁 予防部査察課
12	R4. 10. 25	R4. 11. 8	○（新宿区○丁目○番○号）に係る 1 防火対象物使用（変更）届出書その1（平成2年8月27日第148号）の一式 2 消防用設備等設置届出書（平成2年9月4日第5402号）のかがみ 3 消防用設備等設置届出書（平成2年9月1日第3677号）のかがみ及び各階配線図 4 消防用設備等設置届出書（平成2年12月3日第4301号）のかがみ及び各階平面図 5 消防用設備等設置届出書（平成2年8月28日第5390号）のかがみ 6 消防用設備等設置届出書（平成2年9月5日第3700号）のかがみ、1階平面図及びアイソメ図 7 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成17年10月1日（設）第1283号）のかがみ 8 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成24年4月13日（設）第97号）のかがみ及び各階平面図 9 工事整備対象設備等着工届出書（平成24年2月27日（着）第974号）の系統図	55	●															東京消防庁 予防部予防課
13	R4. 10. 26	R4. 11. 8	○（品川区○丁目○番○号）に係る 1 消防同意依頼書（令和4年5月23日4荏予（同）第40号） 2 消防同意調査書（令和4年5月23日4荏予（同）第40号） 3 消防同意依頼書（令和4年6月24日4荏予（同）第64号） 4 消防同意調査書（令和4年6月24日4荏予（同）第64号）	8	●	●													建築主氏名・住所等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅の専有面積は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課

26	R4. 11. 4	R4. 11. 14	○（東京都練馬区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（平成30年7月 24日30石予（報）第676号）																					当該公文書は1年保存の公文書であるため、廃棄済みであり現在は存在しない。	東京消防庁 予防部査察課
27	R4. 11. 7	R4. 11. 14	蒲田消防署が発注した4防火水槽撤去工事の設計内訳書	2	●																				東京消防庁 防災部水利課
28	R4. 11. 1	R4. 11. 14	○（東京都墨田区○丁目○番○号）に係る次の公文書 (1) 消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成23年6月27日23所予（防）第417号、第418号） (2) 消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成26年7月5日26所緑（防）第7号）	24		●					●		●											（2号）住戸部分の情報は、個人の権利利益に支障を及ぼすおそれがあるため （4号）住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため （4号）公にすることにより、内部への侵入や園児等に対する犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため （4号）避難器具の設置場所を公にすることにより、住居部分への侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁 予防部防火管理課
29	R4. 11. 5	R4. 11. 14	○（東京都千代田区○丁目○番○号○）に係る消防計画作成（変更）届出書及び添付されている消防計画	0																				請求のあった公文書は、届出された事実がないため、実施機関では作成及び取得をしておらず、存在しない。	東京消防庁 予防部防火管理課
30	R4. 10. 31	R4. 11. 14	○（日野市○丁目○番○号）に係る 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和2年8月28日第105号） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和2年8月31日第108号） 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和2年8月28日第106号） 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和2年9月24日第128号） 5 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和2年8月28日第107号）	52		●																		平面図の一部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、入居者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課

31	R4.11.1	R4.11.14	○（文京区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用届出書その2（消防用設備等） （昭和41年10月15日収第166号）	34	●															住宅の部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課	
32	R4.11.1	R4.11.14	○（文京区○丁目○番○号）に係る 1 防火対象物使用届出書その2（消防用設備等）（昭和41年10月15日収第166号）の調査書 2 防火対象物使用届出書その2（消防用設備等）（昭和41年10月15日収第166号）の検査結果書	3	●																東京消防庁 予防部予防課	
33	R4.11.8	R4.11.14	消防用設備等に係る執務資料の送付について（平成25年12月26日25予第1159号）通知文一式	5	●																東京消防庁 予防部予防課	
34	R4.11.5	R4.11.17	○（東京都千代田区○丁目○番○号○）に係る防火対象物点検報告																		当該対象物は届出の事実がなく、存在しない。	東京消防庁 予防部査察課
35	R4.11.5	R4.11.17	○（東京都渋谷区○番地○号）に係る以下の公文書 1 立入検査結果通知書（令和4年9月15日交付）建物所有者宛 2 立入検査結果通知書（令和4年9月15日交付）○階テナント「○」管理権原者宛	6	●																（7条2号）氏名等の情報は、特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課

36	R4. 9. 28	R4. 11. 17	<p>○ (旧名称：○) (渋谷区○丁目○番○号) に係る</p> <p>1 消防用設備等着工届出書 (昭和59年11月26日第678号)</p> <p>2 消防用設備等着工届出書 (昭和59年12月19日第724号)</p> <p>3 消防用設備等着工届出書 (昭和59年12月24日第725号)</p> <p>4 電気設備設置 (変更) 届出書 (昭和60年1月31日第23号)</p> <p>5 防火対象物使用 (変更) 届出書その1 (昭和60年5月14日第511号)</p> <p>6 消防用設備等設置届出書 (昭和60年5月23日第1028号)</p> <p>7 消防用設備等設置届出書 (昭和60年5月27日第1053号)</p> <p>8 消防用設備等着工届出書 (平成12年2月3日第84号)</p> <p>9 消防用設備等着工届出書 (平成12年2月3日第83号)</p> <p>10 消防用設備等着工届出書 (平成12年5月17日第394号)</p> <p>11 変電設備 (発電設備) 設置届出書 (平成12年6月1日第130号)</p> <p>12 防火対象物使用 (変更) 届出書その1 (平成12年6月1日第394号)</p> <p>13 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (平成20年1月9日第1450号)</p> <p>14 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (平成25年10月15日第1311号)</p> <p>15 工事整備対象設備等着工届出書 (平成30年1月25日第1220号)</p> <p>16 防火対象物使用開始届出書 (令和元年9月6日第973号)</p> <p>17 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (自動火災報知設備) (令和元年11月18日第1741号)</p> <p>18 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (誘導灯) (令和元年11月18日第1741号)</p>	612	●															住宅部分等は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
37	R4. 9. 28	R4. 11. 17	<p>○ (旧名称：○) (渋谷区○丁目○番○号) に係る</p> <p>1 消防用設備等設置届出書 (昭和60年5月23日第1029号)</p> <p>2 消防用設備等設置届出書 (昭和60年5月27日第1052号)</p> <p>3 消防用設備等設置届出書 (昭和60年5月29日第1070号)</p> <p>4 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (平成30年2月9日第2353号)</p> <p>5 防火対象物工事等計画届出書 (令和元年9月6日第594号)</p>	44	●																東京消防庁 予防部予防課
38	R4. 11. 8	R4. 11. 17	<p>○ (港区○丁目○番○号) 29階に係る</p> <p>1 基準の特例適用申請書 (令和3年1月15日第168号) のかがみ</p> <p>2 基準の特例適用通知書 (令和3年5月11日2芝予 (特) 第168号)</p>	2	●																東京消防庁 予防部予防課
39	R4. 11. 10	R4. 11. 17	<p>○ (港区○丁目○番○号) に係る</p> <p>1 防火対象物使用開始届出書 (令和3年11月17日第1189号)</p> <p>2 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (令和3年11月30日第2744号)</p>	67	●																東京消防庁 予防部予防課

46	R4.11.14	R4.11.22	○（台東区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成24年12月21日第278号）	13	●																住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
47	R4.11.8	R4.11.22	令和4年9月18日、13時30分頃、東京都新宿区戸山一丁目6番付近で発生した水災に関する水防活動等結果報告（東京消防庁水災警防規程事務処理要綱別記様式第13号）、被害状況等一覧表（東京消防庁水災警防規程事務処理要綱別記様式第14号）、水防活動状況表及び出場経過（東京消防庁水災警防規程事務処理要綱別記様式第15号及び別記様式第15号の2）及び消防隊が撮影した写真	19	●																（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	東京消防庁 警防部特殊災害課
48	R4.11.11	R4.11.24	○（住居表示：東京都北区○丁目○番○号）に係る最新の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書																		当該公文書は届出の事実がなく、実施機関では存在しない。	東京消防庁 予防部査察課
49	R4.11.16	R4.11.24	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書に添付された避難経路図（平成9年5月1日芝消防署予防課（防）第647号）	1	●																	東京消防庁 予防部防火管理課
50	R4.11.10	R4.11.24	○（旧名称：○）（墨田区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成4年12月11日第4117号）のかがみ、平面図、断面図及び立面図	21	●																住宅部分の面積及び寄宿舎部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 寄宿舎部分及び共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課

